第六条の三第二項の表第二十五条第八号の項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同条第三項の表第五十二条の三十四第一項の項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、「第五十二条の十七第一項」の下に「若しくは第三項ただし書」を、「第十六条の二の四第一項」の下に「又は第三項ただし書」を加え、同表第五十二条の三十四第四項第四号の項中「第五十二条の十七第一項」の下に「又は第三項ただし書」を、「第十六条の二の四第一項」の下に「又は第三項ただし書」を加え、同表第五十三条第三項第三号の項中「第五十二条の二十三第一項第十号」の下に「から第十一号の二まで」を、「第十六条の四第一項第十号」の下に「から第十一号の二まで」を加える。

第六条の三第三項の表第五十三条第三項第四号の項を次のように改める。

第五十三条第三項第四号	第五十二条の二十三第六項	長期信用銀行法第十六条の四第六項
	子会社対象銀行等	長期信用銀行等

第十一条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第二十七条の項中「若しくは監査役」を「、監査役」に、「若しくは監事」を「、監事」に改める。

第十二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十三条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条第五項中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に改める。

第十四条　保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十四条第三項に」を「第二十四条第四項に」に改め、同項第一号ニ中「第二十四条第三項前段」を「第二十四条第四項前段」に、「同条第三項前段」を「同項前段」に改め、同条第三項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改める。

第十二条の三第一号並びに第十二条の四の表第五十二条の四十三の項及び第五十二条の四十四第一項第二号の項中「第五十九条の四」を「第五十九条の四第一項」に改める。

第十五条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「（金融商品取引法」の下に「第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法」を加える。

第十六条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六号及び第二十一条第六号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十七条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条のうち金融商品取引法施行令第四十五条第四号の改正規定及び同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える改正規定は、平成二十六年一月二十七日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十八条第二項及び第三項並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　タクシー業務適正化特別措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十四号）は、廃止する。

（道路運送法施行令の一部改正）

第二条　道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二章」の下に「、第二章の二」を加え、同項第二十一号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同項第三十二号を同項第三十三号とし、同項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　旅客自動車運送適正化事業実施機関に関する権限（法第四十三条の二第一項の規定による区域の設定を除く。）

第一条第二項中「第二章」の下に「、第二章の二」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　法第四十三条の二第一項の規定による区域の設定

第六条中「第九十四条（第二項及び第四項」を「第九十四条（第三項及び第五項（指定試験機関に係る部分に限る。）」に改める。